

# オール東京で、 受動喫煙防止対策



- 2020年4月1日、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するため、改正健康増進法 & 東京都受動喫煙防止条例が全面施行となります。
- これにより、多数の人が利用するすべての施設（飲食店、会社等の事務所、娯楽施設、体育施設、ホテル・旅館等）\*の屋内を**原則禁煙**とする新しいルールが始まります。  
\* お客様が利用する施設はもちろん、従業員のみの事業所等も、「多数の人が利用する施設」となります。多数＝“2人以上”です。

新しいルールを守って、吸う人も吸わない人も  
快適に過ごせる街づくりにご協力をお願いします。



## 施設の管理権原者に責務が課せられます。

施設の管理権原者（責任者）には、喫煙禁止場所に喫煙器具等を置かないことや、喫煙禁止場所で喫煙している者に喫煙をやめるよう求めること、喫煙場所や喫煙場所を置く施設の主な出入口に適切な表示を行うことなどの責務が課せられます。守られない場合、保健所の助言・指導や行政処分、過料徴収の対象となる場合があります。



## 施設の種類によって、 規制の内容・対応方法が異なります。

### **第一種施設（学校、病院、児童福祉施設、行政機関等）**

屋内完全禁煙。喫煙室は設置できません。やむを得ず敷地内の屋外に喫煙場所を設置する場合は、一定の要件を満たす必要があります。第一種施設の中でも、小中高校や保育所等については、屋外にも喫煙場所を設置しないようにしなければなりません。

### **第二種施設（上記第一種施設・下記喫煙目的施設以外すべて）**

原則屋内禁煙。基準を満たした喫煙室の中以外は、喫煙は禁止です。飲食店においては、従業員がいない小さなお店であれば、店内すべてが喫煙可である喫煙可能店にできます。

旅館業法第2条第1項に規定する旅館・ホテルの客室は、規制の適用外です。客室以外の共用部等は、規制が適用されます。

### **喫煙目的施設**

飲食店のうち、喫煙を主目的とする施設で、たばこの対面販売をし、主として主食を出さないお店であれば、店内すべてが喫煙可である喫煙目的施設にできます。



# 施設の種類によって、 設置できる喫煙室の種類が異なります。

施設に設置できるのは、

- ① 喫煙専用室 ② 指定たばこ (= 加熱式たばこ) 専用喫煙室 ③ 喫煙可能室  
④ 喫煙目的室 の4つです。施設種別により設置できる喫煙室は異なります。

## ① 喫煙専用室



- ・飲食不可
- ・施設の一部に設置可

## ② 指定たばこ専用喫煙室



- ・飲食可
- ・施設の一部に設置可
- ・加熱式たばこのみ
- ・広告・宣伝の際に設置事実を明示

## ③ 喫煙可能室



- ・飲食可
- ・施設の一部/全部に設置可
- ・従業員がいない飲食店のみ設置可
- ・広告・宣伝の際に設置事実を明示
- ・要件を満たすことを示す書類保管
- ・保健所等への届出が必要

## ④ 喫煙目的室



- ・飲食可
- ・施設の一部/全部に設置可
- ・喫煙を目的とする飲食店のみ設置可
- ・広告・宣伝の際に設置事実を明示
- ・たばこ対面販売 (出張販売)
- ・主食にあたる食事の提供不可
- ・要件を満たすことを示す書類保管

原則屋内禁煙ですが、喫煙室を設置する場合には…

- ・主な施設 (第二種施設) では、①または②のみ設置できます。
- ・従業員がいない飲食店には①②のほか③も設置できます。
- ・喫煙目的施設には④が設置できます。
- ◎ いずれの喫煙室も、たばこの煙が喫煙室外に漏れない等の技術的基準を満たさなければなりません。また、「喫煙室及び喫煙室を設置した施設の主な出入口への標識の正しい掲示」や「喫煙場所への20歳未満立入禁止」のルールも守ってください。

設置する喫煙室の種類によって、保管する書類等の運用のルールが異なりますのでご注意ください。



飲食店は、  
禁煙の場合も  
店頭表示を！



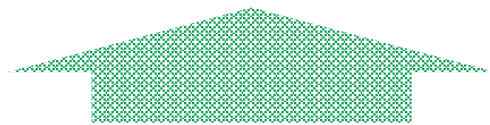
2020年4月1日までに、  
以下の措置を講じるようお願いいたします。



2020年4月1日までに、各施設において、「禁煙にするか」「喫煙室を設けるか」の方針を決めて、準備をしてください。

4月1日以降は、決められた場所以外での喫煙はできなくなります。

施設の方針が決まらない場合や喫煙室の設置が間に合わない場合等は、対応策が決まるまでの間は、一旦禁煙としてください。



#### 【方針・対応例】

##### ●屋内禁煙化

法令の定める技術的基準に適合した喫煙室を設けない場合は、施設の屋内は、全面禁煙としてください。時間分煙や空間分煙は認められません。

##### ●喫煙室設置→標識の掲示

施設の屋内に喫煙室を設ける場合は、技術的基準を満たし、施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙室が設置されている旨を記載した標識を掲示してください。その他、書類の保管など必要な対応をとってください。



**Q1** 屋外\*に喫煙場所を設けるに当たって、規制はありますか？

**A1** 第一種施設以外の屋外については規制がありませんが、受動喫煙が生じないように配慮する義務を定めています。例えば、施設の出入口からは可能な限り遠ざける、たばこの煙が人通りの多い道に流れないようにする等の配慮をお願いします。

\*屋外とは、①屋根がある建物 ②側壁が概ね半分以上覆われているものの内部の場所に当てはまらない場所のことです。

**Q2** 同じ建物の中に、第一種施設（保育園・クリニック等）が入っている場合、第二種施設である自分の店舗も全面禁煙にしなければなりませんか？

**A2** 同じ建物内にあっても、各施設の機能や利用者が明確に異なり、区分されている場合は、それぞれ独立した別の施設として、規制を適用します。本例の場合、保育園やクリニックのエリアと、自店舗のエリアが明確に区分されており、保育園やクリニックの利用者が必然的に自店舗に立ち入ることが想定されない場合は、必ずしも全面禁煙とする必要はありません。

**Q3** 喫煙室の技術的基準とは？

**A3** ①出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上である ②たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画されている ③たばこの煙が施設の屋外に排気されている の3点です。

## 東京都の取組

★公式ホームページ「とうきょう健康ステーション」で、最新の情報を発信しています。施設管理者の方向けのハンドブックや、標識のデータ等も掲載していますので、ご活用ください。



～ 『東京都受動喫煙防止条例』で検索 ～

★皆様の受動喫煙防止対策を支援するため、専用の相談窓口を設置しています。

### 受動喫煙防止対策相談窓口

もくもくゼロ  
☎0570-069690

※ 9時～17時45分／年末年始・土日祝除く



★専門アドバイザーが、喫煙室整備に関する助言や、現地調査を行います。希望する方は上記相談窓口にご連絡ください。

★各区市町村・保健所の取組や、喫煙可能室の届出等については、管轄の保健所等へお問い合わせください。

(担当) 福祉保健局保健政策部健康推進課 ☎03-5320-4361